

中央大学法科大学院（ロースクール）の開設に向けて

中央大学法曹会大学問題委員会
法曹養成教育小委員会委員長

弁護士 石井芳光

一 法科大学院（ロースクール）の開設は、いよいよ二〇〇四年四月と間近に迫ってきた。

新聞報道によれば、法科大学院は、国公立一七大学法学系学部のうち、七三大学が設置予定であり、二五大学が検討中というブームを呼ぶ「乱立」状態であり、実務家教員に対する「囲い込み」なども喧伝されている。

そのようななかで、法務省は、法科大学院が乱立して安易な運営が行われることを懸念し、著しく低い合格率しか出せない法科大学院には、適格認定の取消処分を検討することまで開始しているようである。

法科大学院は、年間約三〇〇〇〇人の新司法試験合格者を送り出すことになり、大学法学部は、二一世紀の法曹養成教育機関としても、「生き残り」を賭けた激烈な競争社会に突入することが予想され

る。

政府では、司法制度改革推進本部（本部長内閣総理大臣）を組織し、法科大学院の開設に向けて、具体的な設置基準を検討中である。

文部科学省中央教育審議会では、法科大学院の設置基準が検討され、法務省でも、まもなく成案を確定し、二〇〇二年中には、国会で法科大学院と新司法試験などの関連法案が審議され、法制化されるなど、あわただしくなってきた。

二 中央大学は、法科大学院の開設にむけて、すでに市ヶ谷キャンパスを予定し、大学には法科大学院開設準備室が設置され、室長に小島武司教授が選任され、永井和之法学部長ほかの有力教授約一七名が委嘱され、法科大学院の開設を具体化する体制となりつつある。

中央大学は、英吉利法律学校（明治一八年・一八八五年開校）の実学精神を伝統とする「法科の中央」として、これまで、名実ともに法曹界の地位を独占してきたが、このところ、司法試験合格者は、減少化の一途をたどり、有力他大学の後塵を拝してきた。

しかし、最近になり、大学法学部当局の熱心な法学部改革をやり始めて、司法試験合格も増加だし、この低迷から脱却しようとするにあたり、新たに構想された法科大学院の開設は、二一世紀に向けて、建学以来のビッグプロジェクトである。

そこで、中央大学の法科大学院構想は、有力他大学に比較して、司法社会に進出する入学者に魅力を与える特色が確立されなければならない。

中央大学の法科大学院開設に対する法曹養成のために、(1)英吉利法律学校の伝統を踏まえて、新たに国際法律業務に強い法曹を養成すること、(2)建学の実学精神にもとづいた実社会で十分に通用する実務法曹を養成することなどが唱えられており、その目的に向かって、必要な法科大学院の教員人選、入学者の選抜方法、カリキュラムの確定、教育方法などが具体的に検討されつつある。

三 中央大学法科大学院は、有力他大学とならんで、少なくとも三〇〇名程度の入学者を選抜し、少数精鋭の学生を対象としたカリキュラムと教育方法にその特色を盛り込もうとしている。

他の有力他大学では、新聞報道によれば、たとえば、東京大学法科大学院が約三〇〇名、早稲田大学法科大学院が約三〇〇名を募集するなどといわれており、中央大学でも、有力他大学に拮抗して、法科大学院を開設するためには、少なくとも、その程度の定員を確保することが必要であろう。

法科大学院の入学者は、大学院開設の公平性・開放性・多様性の原則からすれば、他大学出身者にも、相当数の入学者に門戸を開放しなければならないが、中央大学法科大学院は、開設から当分の間、少なくとも二分の一以上は、本学出身者を選抜することになろう。

法科大学院の標準就業年限は、原則を三年とし、法学既修者は、二年とするが、中央大学法科大学院でも、当初は、法学部の法学既修者が多数になると予想されるので、三年課程の充実はもとより、二年課程の充実もとくに必要とされよう。

法科大学院は、教員が高度の法学教育の指導能力を必要とし、専任教員一人あたりの定員は、一五名程度とし、そのうち、実務家教員が二割程度を占めることになるので、中央大学法科大学院におい

ても、具体的な人選に取りかかることになるが、その人選時期は、二〇〇四年四月を開設目途にする
と、二〇〇二年中にも確定しなければならない。

法科大学院の教育内容は、二一世紀に期待される法曹資質能力を養成するために、これまでの大学
法学部教育とは、別途に編纂された新しい法理論教育を中心としつつ、法曹実務教育の導入部分をも
併せて行うなど、必要な授業科目を創設し、体系的な教育課程を編成することが必要になる。

法科大学院の教育方法は、少人数教育を基本として、事例研究・討論・調査・現場実習その他の適
切な方法により、授業を行い、双方向的・多方向的で密度の濃い実施策が必要である。

法科大学院専用の施設および設備は、法科大学院の目的に照らし、十分な教育効果をあげることが
できると認められるものを完備し、中央大学法科大学院では、とくに模擬法廷施設を備えることがす
でに検討されている。

四 第三者評価は、大学関係者や法律実務に従事する者、法的サービスの利用者等で、法科大学院に関
し、広く高い識見を有する者で構成された組織団体により、実施されることになる。

五 複数の大学が連合して設置する大学院（連合大学院）の具体的な設置形態については、現行制度と
整合性も勘案しながら、今後、検討されることになるが、中央大学法科大学院でも有力他大学法科大
学院と連携して、それぞれの特色を生かしながら、具体化を検討することになるう。

その際は、独立した法科大学院としての一体的な運営の確保、教育水準の確保、学生の学習の便宜
（無理のない履修形態の確保）、安定的・継続的な運営の確保に留意する必要がある。

六 法科大学院の学資負担は、入学者にとって、もっとも切実な問題である。

法科大学院は、国公立と私立との間に、開設当初から財政的負担格差が生じるハンディキャップがあるが、それを解消するために、奨学金・教育ローン・授業料免除制度等の各種支援制度を充実する方策について、今後、十分に検討する必要がある。

新聞報道によれば、法科大学院は、少人数指導や実務研修を重視するために、学生一人あたり年間二〇〇～三〇〇万円のコストが必要であるとされており、中央大学の試算でも最低一五〇万円以上はかかると思われる。

法科大学院の学生は、入学時から修了時まで約一、〇〇〇万円もの学資がかかるといわれているが、これを負担しきれない「経済的弱者」は、司法社会に進出できないという批判に答えるためにも、中央大学法科大学においても、入学時から修了時までの学資支援対策は、奨学金・教育ローン・授業料免除制度等の各種支援制度を充実する方向で、今後、十分に検討する必要がある。

七 法科大学院の設置基準は、大枠が設定されてきたが、最重要の問題は、中央大学法科大学院で実施する具体的な教育内容である。

法科大学院での教育課程は、おおむね、次のような例示科目となることが予想される。

(1) 法律基本科目群

公法系（憲法、行政法などの分野に関する科目）

民事系（民法、商法、民事訴訟法などの分野に関する科目）

刑事系（刑法、刑事訴訟法などの分野に関する科目）

(2) 実務基礎科目群

法曹倫理、法情報調査、要件事実と事実認定の基礎、法文書作成、模擬裁判、ロイヤリング、クリニック、エクスターンシップなど

(3) 基礎法学・隣接科目群

基礎法学、外国法、政治学・経済学科目など

(4) 展開・先端科目群

労働法、経済法、税法、知的財産法、国際取引法、環境法など

中央大学法科大学院では、このような教育課程のなかで、本学の目標とする特色である英吉利法律学の伝統を踏まえて、(1)英米法を中心とする国際法律業務に強い実務法曹を養成すること、(2)法学の実務精神にもとづいた実社会で通用する実務法曹を養成することが具体的に盛り込まなければならぬ。

法科大学院の開設まで残された期間は、わずかである。

中央大学法曹会としても、全力を挙げて、法科大学院の開設に向けて、協力していくことが必要である。

法職講座の現況と課題

「法職講座抜本的改革四力年計画から新三力年計画へ」

元・中央大学法職講座司法試験受験指導相談員
現・法職講座受験指導スタッフ幹事会

事務局長

阿部

鋼

第一 平成一三年度（抜本的改革四力年計画三年目）の誤算

思わず絶句しました。

平成一三年一〇月一二日（金）一六・〇〇、司法試験管理委員会が発表した中央大学の論文合格者数は「七九人」で、久しぶりに論文合格者数が減少しました。

それも前年一〇四人から二五人マイナスの「激減」です。

法職講座研究室（市ヶ谷キャンパスと多摩キャンパス）の論文合格者数も前年比マイナス一四人の合計三三名でやはり「激減」しました。

これは、平成一一年にいわゆる法職講座抜本的改革四力年計画（以下、「四力年計画」）を開始して以

来、法職講座が初めて味わう挫折感でした。

この結果を受けて、濱田惟道常任理事、三和一博運営委員長の大号令の下、法職講座は次年度の巻き返しに向けて凄まじい対策を講じている最中です。

来年度、平成一四年度は四力年計画の最終年度です。

計画の目標は司法試験最終合格者数が一〇〇人台を突破する体制を創ることです。何としても目標を達成しなければなりません。

私は平成一一年度に、機関誌「中大法曹」において「現場からの抜本改革プラン（私が一年間司法修習を遅らせた理由）」（以下において、「前回寄稿」）を寄稿させていただきました。

そこでは、法職講座の「四力年計画」について特別報告させていただきました。

この度、中大理事であり、法職講座運営委員会の重鎮でもあられます中津靖夫先生から「法職講座の現況と課題」について寄稿する機会をいただきました。

そこで、今回は、平成一一年度の法職講座改革がその後、どのような形で進行し、法職講座は今、どのような課題を抱えているかを、諸先輩方へ特別報告させていただくことと致しました。

第二 法職講座抜本的改革四力年計画とその成果

1 中大合格者数が凋落した原因

司法試験は、今、中央大学がかつて全国第一位であった時代とは大きく様変わりしたバックグラウンド

ドの下で継続していることはご存知のことと思います。

①合格者数の増加、②受験者層の変化（出願者の出身大学の変化）③択一試験の出題傾向の変化、④論文試験の採点比重の変化、⑤受験予備校の台頭、⑥受験生の受験勉強スタイルや気質の変容、⑦司法試験委員の数、構成員の変化（研修所教官などの実務家の増員）などに代表されますが、司法試験は大きな変化を遂げました。

そして、「前回寄稿」において、私が指摘させていただいた中大固有の事情に基づく合格者数凋落の原因は下記の通りです。

まず、①根本的原因としてのキャンパス多摩移転に伴う様々な障害です。

これによって「そこそこ優秀な偏差値エリートの入学者減少」、「先輩若手弁護士からのノウハウの確実な継承の断絶」、「司法試験予備校を中心とした受験ノウハウ進化への乗り遅れ」という致命的な障害が発生いたしました。

次に、加速要因として、②「現状認識の欠ける方々による司法試験対策の決定」、③「勢力分散の下司法試験対策」です。

これらが多摩移転によるビハインドをより一層顕在化させるところとなりました。

* 中大生合格者の総合格者数に占める割合(%)

	最終合格者総数	中大最終合格者総数	中大生の占有率
昭和二六年 一位	二七六名	九三名	三四、一九%
昭和三九年 一位	五〇七名	一七〇名	三三、四六%
昭和四五年 一位	五〇七名	一三八名	二六、五八%
* 多摩移転 昭和五三年 二位	四八五名	八七名	一七、九三%
昭和五八年 三位	四四八名	六三名	一四、〇六%
平成 八年 五位	七三四名	五七名	七、七七%
* 改革開始 平成一一年 五位	一〇〇〇名	九二名	九、二〇%
平成一二年 五位	九九四名	一〇二名	一二、〇七%
平成一三年 五位	九九〇名	七六名	七、六七%

2 「法職講座抜本的改革プラン四カ年計画」とは

- (1) まず、改革目標は短期的目標、中期的目標の二つからなっています。

① 短期的目標

中大最終合格者の総数について平成一一年度七〇人台後半、平成二二年度八〇人台後半、平成一三年度九〇人台後半を目標とする。

② 中期的目標

平成一四年度司法試験最終合格発表において中央大学の最終合格者数が常時一〇〇人に達する体制を創る。

(2) 次にそれを実現する方法として下記の改革案を採用しました。

① システム改革

前述のように中大凋落の原因には根本要因としてのキャンパス多摩移転がありますが、そんなことを今さら云々しても意味のないことです。

しかし、加速要因として、②「現状認識の欠ける方々による司法試験対策の決定」、③「勢力分散の下司法試験対策」は早急に是正する必要があるし、また是正できる事柄でした。

そこで、これらの加速要因を是正するシステムを構築しました。

へ1」まず、法職講座運営委員会・法職事務室のパートナーとして「受験指導スタッフ幹事会」を設置し、その執行部が運営委員補佐として運営委員会に出席するシステムを構築いたしました。

「受験指導スタッフ幹事会」は実際に受験指導をしている法職講座出身の最近の合格者によって構成する組織です。

メンバーは主として法職講座研究室のOB・OGです。

「受験指導スタッフ幹事会」の意思決定を法職講座運営委員会の意思決定に反映させること

によって運営委員会の判断がより受験指導の現場のニーズを反映したもの、「現状認識」に基づいたものになるようにいたしました。

〈2〉次に、法職講座運営委員会のみで方針決定するのではなく、五者協議会（法学部、中大法曹会、学研連、テミスの会、法職講座）を設置し、相互情報交換ができ、また、法職講座運営委員会の方針について絶えず意見交換ができるようにいたしました。

これによって司法試験関係団体相互の連携を図るようにして、「勢力分散下の司法試験対策」をできるだけ改めるようにしました。

② 受験指導体制の改革

このようなシステム改革を背景にして、受験指導体制を下記のように充実させました。

〈1〉第一に多摩キャンパスにおける一般公開講座を改革いたしました。

従来から法職研究室の指導が充実していることに比べて、多摩キャンパスの一般公開講座が効果的でないことは中大司法試験関係者の中では共通の認識となっていました。

そこで、まず、マスプロ講座の講師を「司法試験の現状に精通する方」に限定する改革を行いました。

これは講師を、直近の合格者の方で、受験指導に熱心であり、また受講生から人気のある若手弁護士や司法試験に精通する研究者の方に限定するものです。

次に、従来のマスプロ教育中心主義を部分的に修正して、ゼミによる指導を強化しました。

これは寺子屋的指導という「中大学研連」の伝統的手法による受験指導をより多くの中大生に施すというものです。

さらに、「予備校のアウトソーシングの利用」として、「中大法曹OB OG三者」（中大法曹会、中大のテミスを育む会、学研連）の合同主催、中大生協教育事業部共催という枠組みによる「予備校択一答案練習会」を実現いたしました。

これによって、自前のマンパワーでは設置できない講座をも設置するためのノウハウも得ることができました。

〈2〉第二に法職市ヶ谷研究室（学研連市ヶ谷研究室も含む）及び法職多摩研究室の指導体制強化いたしました。

すなわち、日本でも屈指の受験指導体制を備える両研究室の指導体制をより充実させ、受験生を集中的に鍛えることで合格者を輩出することを目指しました。

目標として、この二つの研究室を合わせて平成一一年度は三〇人、平成二二年度は四〇人、平成一三年度は五〇人の合格者を出すことを予定しておりました。

3 「法職講座抜本的改革プラン四力年計画」のこれまでの成果

このような「四力年計画」は、平成一三年度合格者数減少を除き、あらゆる面で着々と成果をあげてきました。

(1) 多摩キャンパスにおける一般公開講座の成功

① マスプロ講座の受講生数の激増

平成一一年度四月開始の「基礎講座」は、永山在浩先生、斎田求先生という法職講座屈指の超人気若手弁護士講師が担当されました。

すると、基礎講座は新入生が八〇〇人ほど受講する超人気講座となりました。

従来の基礎講座は最初は六〇〇人近い受講生が集まっても、回を追う毎に受講生数が激減していききました。

ところが、永山在浩先生、斎田求先生が担当されている基礎講座は四月開始時の受講生数が二月の最終講義まで減ることのない超人気講座となりました。

信じられないことに講義会場が一つでは足りず、もう一つ会場を設定しビデオ中継しております。

おそらく全国中の大学の講義の中でこれほど受講生を集めている講座はないと思われます。

平成一三年六月に会場視察に来られた阿部三郎中大理事長も、大変な盛況ぶりに感動しておられました。

また、新設した択一受験用マスプロ講座である「重要論点講座」も高柳一誠先生、山本昌平先生というやはり法職講座屈指の超人気若手弁護士講師が担当されて、人気が定着いたしました。

このような講座は大学に資格合格という付加価値を求める在学生や父母達のニーズに合致したものです。

特に基礎講座は単に司法試験対策講座ではなく法学部の授業の前段階に位置する「入門講座」としての特色を持ち、司法試験を受験しない者も受講しているところに人気の秘密があります。

法職講座として、「司法試験はカンタンになった!!」、「レッツ司法試験!!」というセンサーショナルなキャッチコピーを用い、「ご父母のためのガイダンス」などこまめな司法試験の啓蒙活動(?)を地道に続けたことも基礎講座・重要論点講座成功の下地になったと思われます。

② 寺子屋指導(ゼミ指導)の充実化

基礎講座が終わると、受講生達は「基礎ゼミ」(櫻井滋規先生御担当)、「答案の書き方ゼミ」(池田健司先生御担当)といったゼミ指導を受講します。

ここでも、約二〇〇〜三〇〇以上受講希望者が殺到します。

もちろん、基礎講座と異なり受講内容も難しくなりますので、自然淘汰されて受講生は減少していきます。

③ 択一模擬試験の充実化

「基礎講座」、「基礎ゼミ」、「重要論点講座」、「答案の書き方ゼミ」を受講すると受講生達は三年次における択一試験受験本格的な準備に入るため「中大法曹OB三者」主催の「予備校択一案練習会」を受講します(今朝丸一先生御担当)。

「四力年計画」に先立って平成一〇年度に開始した講座ですが、開始以来圧倒的な人気を保っています。

申し込み開始三日間で募集定員の五〇〇人に達し、募集が締め切られます。

(2) 法職研究室の合格者激増

法職講座研究室も確実な成果を残してきました。

研究室の指導体制は年々厚みのあるものとなっています。

このような法職市ヶ谷研究室（学研連市ヶ谷研究室も含む）及び法職多摩研究室の合格者を合わせて、平成一一年度は三〇人、平成一二年度は四〇人と予定していたことは前述いたしました。

そして実際の成果を見ると、平成一一年度は三三人、平成一二年度は四四人と目標を確実にクリアしてきました

(3) 「司法試験対策の決定過程」の充実化

現在、法職講座運営委員会の司法試験対策決定には「受験指導スタッフ幹事会」の意見が強く反映されています。

「受験指導スタッフ幹事会」は高柳一誠幹事長を中心に、毎月一度開催されます。会議は毎回午後八時から午後一時まで、市ヶ谷キャンパスのスタッフルームで開かれ、激論が闘わされます。

このような議論の成果が法職講座運営委員会の意思決定に反映されているのです。

そこで、中大在学生の大多数が受講している法職講座の「司法試験対策の決定」は現状認識あるものに改善されているといえます。

尚、中大司法試験関係者の方と意見交換をさせていただくと未だに実態に即さない議論を耳にす

る場合もありますが、このようなことは極めて稀になっています。

(4) 「勢力統合下における」司法試験対策決定の実現

また、法職講座運営委員会の方針が五者協議会（法学部、中大法曹会、学研連、テミスの会、法職講座）や学研連市ヶ谷研究室管理運営委員会に報告され、意見交換を求める運用が定着しました。そこで、司法試験関係団体相互の連携も充実しています。

(5) 短期的目標の達成とその要因

そして、司法試験の中大最終合格者数は、「短期的目標」として掲げていた平成一一年度七〇人台後半、平成一二年度八〇人台後半を確実にクリアしてきました。

平成一一年度は九二人、平成一二年度は一〇二人と目標を大幅に上回る成果をあげたのです。

このように平成一一年度、平成一二年度に目標が達成した要因は①何よりも司法試験合格者総数が一〇〇〇人になったことでしょうが、②「四力年計画」の柱の一つである法職研究室の合格者実績が飛躍的に上がったことも大きな原因といえます。

多摩キャンパスにおける講座改革は平成一一年度入学生から開始したもので、現在までの合格者実績には直結していないともいえます。

しかし、多摩キャンパスにおける講座改革のエネルギーが中大司法試験受験生に目に見えない形で浸透していることも否定できないと思われます。

第三 平成一三年度合格者激減の理由と平成一四年度への期待

1 平成一三年度の目標

- (1) このように法職講座四カ年計画は、関係者の一致団結の下に成果も出て、順風満帆に推進されてきました。

もっとも法職講座では、平成一三年度における年度目標を当初の計画通り九〇人台後半と設定しました。

この数字を公の場で発表すると、関係者から疑問の声が相次ぎました。

「何故、昨年度より低い目標値を設定するのか？」という声です。

理由は三つありました。

- (2) 一つ目は、当初のプランで、平成一三年度は九〇人台後半が目標であったということです。

今までの成果は、「四カ年計画」の短期的目標達成のための施策を粛々とこなしてきて達したものに過ぎません。

平成一二年度が偶々一〇〇人を超えたからといって、目標を修正することはできません。

- (3) 二つ目は、法職研究室の受験者層に戦力の底入れを感じていたことです。

受験指導の現場に携わっている方であれば痛感されていると思われるですが、現在の合格者は過去の合格者に比較して学習レベルが著しく低いと思われます。

これは①合格者数の増大、②択一試験の傾向の著しい変化、③いわゆる丙案合格者の存在等の要素

によって合格者層の新陳代謝が激しくなったからだと推測できます。

合格者と話していても「そんなことも知らないの?」「そんなことも判らないの?」という場面にしばしば遭遇します。

ところが、受験生になるとこのような問題性もっと顕著になります。

正直に言って法職研究室の平成一二年度の合格者の顔ぶれをみて、平成一三年度の受験者層の顔ぶれをみていると、「この中で一体誰が合格するのかな?」と首を傾げてしまう状態でした。

法職研究室室員の戦力には底入感がありました。

(4) 三つ目は、法職関係者以外の司法試験受験生の動向がつかめないことでした。

法職研究室室員の戦力には底入感がありましたので、法職研究室以外の司法試験受験生にはきつと合格者予備軍がいてくれると信じたかったのですが、その動向がつかめません。

法職講座が如何に指導体制を充実させているといっても法職関係以外の受験生には何も指導することができません。

2 平成一三年度の期待

ただ、こうは言っても、目標数値に合わせて計画的に合格者を出しているわけではありません。

ですから法職関係者は、本音のところでは、今年も一〇〇人は突破するだろうと樂觀視していました。理由は、今まで述べたことと一見矛盾していますが、法職研究室、特に市ヶ谷研究室内の充実化があったからでした。

平成一二年度に駿河台記念館にあった法職研究室は市ヶ谷キャンパスに移転しました。

そして大学法人のご配慮で定員も大幅に増加させていただき、室料も低廉化していただきました
(六万円→二万四千円)。

その結果、択一合格者及びそれに準じる成績を持つもので研究室の室員を埋め尽くすことができました。

その上、専任指導員の数も倍加され、より一層の指導体制の充実化を図ることができました。

室員のレベルが上がり、指導体制が充実化したわけです。

たとえば、合格適齢層の底入れを感じていたとしても、例年以上に法職研究室から合格者が輩出するだろうという甘い期待をもっていたのです。

皆、平成一三年度の法職研究室合格者数は五〇人を突破するものと確信していました。

3 平成一三年度の誤算の要因

(1) ところが、平成一三年度は大学別でも、法職研究室としても、合格者数は激減し、「四力年計画」中で初めて挫折感を味わいました。

それでは、何故このような結果が生じたのでしょうか。

その分析結果は「コロンブスの卵」的なものであることをお許しください。

誤算の要因は、①論文試験における早稲田の躍進(十五二人)と②中大受験生における合格適齢層の底入れです。

(2) まず早稲田の躍進をみます。

平成一三年度論文合格者数で上位六校中、伸びているのは、早稲田と東大です。

東大も三〇人増加していますが、慶応、京大、中大（一二五人）、一橋大は軒並み減少しています。

それに比べて、早稲田の躍進には著しいものがあります。

平成一三年度早稲田躍進の要因は、早稲田の基礎体力、つまり出願者数及び択一合格者数が飛躍的に上昇したことに由来しています。

まず出願者数についてみますと、遂に平成一三年度において早稲田は中大を上回って第一位となりました。

また、早稲田の平成元年の出願者数に比較して、早稲田の平成一三年度の出願者数は約二一〇〇人増加しています。

そして、いうまでもなく、早稲田からの出願者は入学試験時の偏差値が高い者ばかりです。

さらに、早稲田からの出願者は法学部出身者だけではありません。

政治経済学部や商学部も数多く含まれています。

次に、択一合格者数についてみますと、平成四年度において早稲田は中大を上回り、平成四年からの択一合格者数の延数は早稲田が中大より二三〇二人程上回っています。

かつての中大のように、早稲田には現在相当数の合格者予備軍（択一には合格するが論文には合

格しない層）が滞留している考えるべきです。

その上、平成一三年度論文の出題は「難しかった」（若手に不利だった）というデータもあります。

これは平成一三年度の合格者層の受験回数構成の分析結果からいえることです。つまり、受験三回以内の合格者が激減し、五回以内の合格者も低下していて、中堅層（今まで丙案で合格を阻止された層）以上にとって有利な出題だったということができます。

このようなことから早稲田の勝因は滞留していた合格者予備軍の層（出題傾向の難化に対応できる層）から、出題の難化によって合格者が輩出されたことにあるということができます。

(3) もっとも、平成一一年度や平成一二年度であっても早稲田の基礎体力増加という状況は変わっていないはずですから、中大が今年特に激減する理由はないようにも思われます。

しかし、早稲田とは逆に中大の基礎体力は低下してきています。

前述のように、早稲田とは逆に中大の合格者予備軍は底入れの様相を見せているのです。

これは「四力年計画」開始前の司法試験対策の遅れによるものです。

中大の敗因を推論すると、中大の択一合格者数は前年と同じなのに、論文合格者数が激減したということは、出題傾向の難化に対応できる層（今まで丙案で合格を阻止された層）が中大には少なかったということになります。

第四 平成一四年度への誓い／四力年計画目標達成に向けて

1 平成一四年度は「四力年計画」の最終年度です。

法職関係者の目標は平成一四年度に合格者一〇〇人を輩出できる体制を整えることです。

そして、幸いなことに合格者総数は一二〇〇人と言われています。

ですから何としても合格者を一〇〇人以上輩出させなければなりません。

もっとも、来年度も早稲田の基礎体力は充実しており、戦力的には早稲田優位の状況に変化はありません。

そこで法職講座としても巻き返しのために総力を結集して闘っています。

法職講座が柱としているのは、下記の二点です。

(1) 多摩キャンパス「四力年計画」初年度生への期待

まず、平成一四年度は遂に「四力年計画」初年度入学生が平成一一年度入学生が四年生となります。

これらの平成一一年度入学生が一人でも多く最終合格することが期待されます。

これらの平成一一年度入学生の多くは現在法職多摩研究室三年次コースに在籍して受験勉強に励んでいます。

これらのうち七人は、既に平成一三年度在学三年生の時に択一試験を突破しています。

論文にこそ合格しませんでした、試験終了後も法職多摩研究室のカリキュラムを着々と受講し、

来年度は最終合格を果たしてくれるものと大いに期待できます。

(2) 法職研究室（法職市ヶ谷、学研連市ヶ谷及び法職多摩）の指導強化

前述のように「四カ年計画」が順調に施行されてきたとしても、在学四年生の合格者だけで目標の合格者数一〇〇人以上に到達できると言い切れません。

やはり主力は、法職・学研連市ヶ谷研究室や法職多摩研究室で勉強している択一合格経験のある受験生達です。

法職研究室では合格者数が激減したとは言っても三三人「も」合格しています。

法職研究室の指導体制として、特に大きな失策があったわけではありません。

ですから、法職研究室の指導体制の一層の充実化が目標達成の早道です。

まず、市ヶ谷研究室においては指導に定評のある若手弁護士や平成一三年度の合格者がプロジェクトチームを組んで指導体制を強化しています。

①指導体制の個別化（ティーラメイド受験指導の充実化）としての敗因分析プロジェクト、個人レポート個人面談プロジェクト、②弱点補強対策としての両訴対策プロジェクト、「商法講座」プロジェクト、③択一合格経験のある若手室員（特に丙案枠持ち）への特別指導プロジェクト、④過去問答案練習会プロジェクト、⑤口述プロジェクト、⑥択一プロジェクト等が代表的なものです。

そして、さらに今年は⑦長期継続室員への厳しい指導を導入いたしました。

市ヶ谷研究室では新規入室室員、二年目室員は合格しやすい傾向にあるのに対し、長期継続室員

は合格にくい傾向にあります。

それは、長期継続室員には「根拠のない自信」や「前進を妨げるプライド」が根付き、「傷をなめ合うだけの仲間」が研究室内に多くいることに由来していると思われます。

勉強方法としても環境が変わらないためにマンネリ化してしまい、自己の弱点を補強できないことがあります。

そこで、長期継続室員には自主的に研究室を離れること勧めたり、定席を一時剥奪するなどして外部からマンネリ化を打破する切っ掛け作ってやるようにしています。

これらの施策は長期継続室員から反感を買うものではありませんが、これ以上の合格の停滞は本人にとっても私達にとっても不幸なことなので心を鬼にして指導をしています。

尚、①⑥につきましては、法職市ヶ谷及び学研連市ヶ谷共通に実施していますが、⑦については意見の一致を見ずに学研連市ヶ谷には実施できていないことを付言させていただきます。

次に、多摩法職研究室においても四年生以上の室員対し、市ヶ谷と基本的に同様の指導をしています。

尚、平成一三年秋から法職多摩研究室ゼミ会員資格が学研連研究室室員にも解放されたため、学研連研究室室員で択一合格経験のある室員は多摩研究室ゼミ会員として上記の指導を受講できるようになりました。

この結果、市ヶ谷だけではなく、多摩においても学研連室員は法職研究室の充実した指導を受講

できるようにになりました。

この施策につきましては、お互いに切磋できて良い効果を生んでいるようです。

(3) 市ヶ谷研究室への中大受験生の結集

さらに平成一三年度論文試験発表直後に実施した調査によると、東京近郊に、約四五〇人近く、法職講座に關与していない平成一二年度、一三年度の択一合格経験者が在住していることが判明いたしました。

そこで、法職講座ではこれらの択一合格経験者を市ヶ谷研究室に吸収するためのプロジェクトも実施しています。

DMプロジェクトとして、これらの択一合格経験者に市ヶ谷研究室への入室を勧めるパンフレットや司法試験情報に関するパンフレットをダイレクトメールするわけです。

これらの者が室員にならなくても、いつでも法職研究室にアクセスできるように、簡易な会員登録システムも設置いたしました。

(4) その他の研究室室員優遇策

そして市ヶ谷研究室をより一層使い易くするために、大学法人のご協力を得て、来年度最終合格した室員、ゼミ会員には公開答案練習会・ゼミ料・室料の全額返還をすることとしました。

さらに、やはり大学法人のご協力を得て、経済的に研究室利用が困難なものに対して、合格後の指導協力を条件に支払猶予制度を導入することといたしました。

(5) 基本は一人一人に真摯な指導をすること

このように法職講座は、大学法人のご協力を得て、考えられるありとあらゆる手段をとり、平成一四年度に目標を達成させるための工夫を行っています。

そして、なによりも法職講座の基本的なスタンスは合格しようという意欲ある一人一人の受験生に真摯な指導をすることにあります。

第五 法職講座の課題「新三力年計画」の推進

1 「四力年計画」の終幕・「ロースクール開設」・「新三力年計画」の開幕

(1) このように「四力年計画」は着々と実施されてきました。

もちろんその過程では、様々な問題が起こり、他の関係団体との軋轢さえも生じました。しかしそれらを何とか克服してきました。

平成一四年度において「四力年計画」は終幕を迎えますが、法職関係者一同その成果を大いに楽しみにしているところです。

もっとも計画開始後三年が経過して、新たな課題が彷彿してきております。

(2) 平成一六年度にはいわゆる「ロースクール」が開設されます。

このため、現行司法試験制度の合格者は削減されるということは周知の事柄です。

またしばらくの猶予期間をおいた上で現行司法試験制度は廃止されると言われています。

この原稿を起案している平成一四年一月において「ロースクール」制度導入時の詳細は未だ不明確ですが、法職講座は①現行司法試験制度の合格者は削減されるということ、及び②しばらくの猶予期間をおいた上で現行司法試験制度は廃止されるということを前提に今後は運営されることとなります。

そこで、法職講座はその運営方針を「四カ年計画」から「新三カ年計画」へとシフトするスタンスを取り始めています。

(3) この「新三カ年計画」とは、「在庫一掃」のスローガンの下、法職講座への勢力結集を図り、今後三年間で中大出身の現行司法試験浪人組を一掃するプランです。

現行司法試験の合格者総数は平成一四年度二二〇〇人、平成一五年度二二〇〇人、そして平成一六年度には一五〇〇人となり、「忌まわしき丙案制度」も廃止されます。

このように合格者総数が飛躍的に増えるわけですから、「在庫一掃」は充分実現可能な計画です。

2 「炎の塔（学生研究棟）」運営委員会（仮称）」が指令塔

この「新三カ年計画」の指令塔は現在設置が検討されている「炎の塔（学生研究棟）」の運営委員会（仮称）」が担当するものと思われます。

平成一四年度には待望していました「炎の塔」が建設されます。

この建物は法職講座研究室及び学研連研究室他国家試験受験団体が入居し、二一世紀の中央大学の国家試験対策拠点となるものです。

学研連その他の国家試験受験団体が入居していた学生研究室棟（四号館）は設備不全及び老朽化のため、長い間、学生が研究室を利用しにくい状態でした。

クーラーも防音設備もなく、大学が休みの間には暖房すら止まる研究室で現代の学生が受験勉強に勤しむのは難しいのです。

「炎の塔」はかかる状況を改善する救世主的な存在といえます。

もっともかかる「炎の塔」を効果的に活用するには受験指導や学生の利用を調整する統一的な機関が不可欠です。

この点は、中大法曹会幹事長松家里明先生（中大理事）や中央大学国家試験等研究棟建設問題小委員会委員長大高満範先生が中心となって大学側に強く働きかけられました。

その成果として、現在、大学法人文書課がかかる機関の設置を検討するようになりました。

今後の見通しとしては、関係団体の多くと親交がある法職講座運営委員会が発展的に解消してかかる機関の母体となるようです。

そして、この「炎の塔（学生研究棟）運営委員会（仮称）」を指令塔にして、多くの司法試験受験生を収容することが可能な「炎の塔」と収容人数を大幅増員した市ヶ谷キャンパス研究室に中大出身の現行司法試験浪人組を結集させ、集中的な指導をし、今後三年間で「在庫一掃」を図ることになります。

また「四力年計画」で確立された受験指導体制はより「洗練された形」で継続されることとなります。

す。

「洗練された形」というのは、今までの計画を総ざらいし、「ロースクール」開設に伴う法学部の施策と摺り合わせ、枯渇している受験指導スタッフのマンパワーを勘案して今までの指導体制の微調整を行っていくということです。

法職講座としてはかかる新体制へ円滑に移行し、その中心となって体制造りに邁進することが課題となります。

3 法職講座事務室の特殊性を大学法人が一層理解してくださること

「四カ年計画」をずっと支えてきてくださったのは、法職講座事務室の専任職員の方々です。

法職事務室の職員の方々は本当に骨身を削って私たち後進達の合格をささえてきてくださいました。幸いにも大学法人のご理解を得て、「四カ年計画」開始時に五人であった法職事務室の専任職員の数、現在八人となっています。

また驚くべきことに法職事務室の専任職員平均年齢は三五歳で、中大の部課室でもっとも若い職員で編成されていることを誇っています。

それだけに法職事務室は素晴らしいチームワークの下、機動性も富み、アップトゥーデートな対応が可能な事務室といえます。

メンバーも最強です。

四年間にわたって幾多の難題を解決しながら、辛抱強く法職事務室まとめてこられた相澤明室長に

対し、受験指導スタッフ一同、心から敬意を表しています。

また、多摩の法職事務室は大黒柱である林和生副課長が力強いリーダーシップを発揮して皆を引っ張り、課員の宮崎賢さん、金子久美さん、鈴木渚さんらが的確に自己のポジションをこなす体制が確立しています。

市ヶ谷の法職事務室は、常に受験生を合格させるために何が大切かを考えて行動する須賀晋一郎さんの活躍を、永井美智子副課長、五十嵐敦子さんらが支える体制が整っています。

法職講座が充実しているのは専任職員の方々のおかげです。

もっとも、専任職員の方が増えても、法職事務室は繁忙期においては朝八時～夜二時まで稼働し、「不夜城」と称されていることは未だに変わりません。

これは年々、職員の方々に求める事務レベル・量が上がり続けていることに由来しており、私達受験スタッフにも責任の一端があるのかもしれませんが。

しかし成果を出すためには止むをえない要求です。

法職事務室の特殊性は、「司法試験」という日本最難関の試験合格を目指して日夜勉強に励む受験生をサポートするために、彼らのニーズを的確に捉え、事務室自体がアップトゥデートに変化することが求められることにあります。

ルーティン業務をこなすことを主目的とする多くの部課室とは異なった特性を持つのです。

「新三カ年計画」においても事務室の大活躍が求められることは変わりません。

また、前述の「炎の塔（学生研究棟）運営委員会（仮称）」の事務局は法職事務室が発展的に担当していく見通しが強いといえます。

学校法人が法職事務室の特殊性を認識し、その役割を果たしうるように適切に協力していく体制をとり続けてくださることは不可欠です。

4 受験指導スタッフの法職講座への結集

「四カ年計画」の開始時からの法職講座の課題は、良質の受験指導スタッフを数多く確保することでした。

質の高い受験生も必要ですが、質の高い講師やチューターを確保することはやはり大切なことです。幸いこの三年間は中大法曹会、学研連その他の団体、法職講座OB・OG会（法職講座法曹懇談会）の協力の下に良質のスタッフを確保することができました。

この点に关しましては「謝礼額」等スタッフの待遇において、大学法人の強いバックアップがあったことが大きなプラス要因でした。

もっとも、「中大法曹会」や「学研連」から、若手弁護士講師、チューターの派遣に关しましては問題点を指摘され続けてきたことも事実です。

それでも両団体から何とかスタッフをご推薦いただけたのは、中津靖夫先生、鈴木孟秋先生、伊達俊二先生、井手慶祐先生といった中大法曹会、学研連ご推薦の法職講座運営委員の先生方、萬羽了先生、曾田多賀先生といった法曹会の役員の先生方、鈴木康洋先生、厚井乃武夫先生（以上玉成会）、

田中絃三先生、笹浪恒弘先生、木村英明先生（以上中桜会）、島田一彦先生、関本隆史先生、中村忠史先生（以上瑞法会）といった歴代の学研連の役員の先生方のご尽力に尽きるといえることができます。このため誰よりも後進の受験生が恩恵を受けることができました。

若手弁護士が司法試験受験指導に協力することは、いろいろな意味で従来より難しくなっているのが実際です。

ですからどの中大司法試験関係団体も指導スタッフの枯渇への対処に頭を悩ませていると思います。中大司法試験関係団体のマンパワーの枯渇に鑑みれば、共通に指導できる部分は法職講座に委託し、そのための受験指導スタッフを法職講座に結集させていくことが合理的です。

受験指導スタッフの確保は、平成一四年度で終了する「四力年計画」にとっても、平成一四年度から始まる「新三力年計画」にとっても死命を制する事柄です。

あと三年間、是非とも引き続き御協力いただきたいと考えております。

第六 三和一博法職講座運営委員長のご活躍を胸に刻む

前回寄稿で述べました「四力年計画」は順調に遂行されております。

また、その時に課題として列挙させていただきました事柄も多くは解消いたしました。

四力年計画は中大一一五年の歴史の中で大学が初めて真剣に司法試験対策に向き合おうとするもので、これが失敗すればしくは「司法試験王国中央大学」の復活はないという重要な計画でした。

昭和五三年の「多摩キャンパス」への移転以来約二〇年かけてここまで中大司法試験対策の基礎体力を弱めておいて、一年や二年で成果が出せというのは無理な話だということは前回寄稿でも述べさせていただきました。

その思いは今も変わりませんが、この三年間で実感したことは関係者の取り組みは「確実に良い方向へ変化した」ということでした。

この過程でもっとも苦労をされたのは、三和一博法職講座運営委員長であったと思います。

三和先生は絶え間ない中大法曹会や学研連への働きかけに労を惜しまれませんでした。寸暇を惜しんで法職事務室に通われ、専任職員の方からの信頼も絶大でした。

他方、私自身、何度、三和先生にご迷惑をおかけした事か知れませんが、激論した後でも笑って非礼を許してくださいました。

平成一四年三月で中央大学を退職される三和先生は残念ながら、「四力年計画」の終幕の際には運営委員長を引退されています。

しかし、ここまでの成果は全て三和先生が原動力であられたことは誰もが疑わない真実です。

中央大学の大先輩である三和先生のご偉業を後輩として胸に刻みます。

第七 終わりに

前回寄稿した際は、私は中大の嘱託職員とし法職講座抜本的改革「四力年計画」立案に携わっていま

した。

あれから三年が経過し、司法修習を終えて、私は、学生の中からずっと憧れていた阿部三郎中央大学理事長の事務所で、弁護士として勤務させていただいております。

あまりにも偉大すぎる、「憧れの人」、阿部三郎先生の大きな背中を見つめながら、慣れない弁護士業務に当惑する毎日が続きます。

それにしても、司法修習中も、弁護士となつてからも、私は中央大学法学部の諸先輩が日本の法曹界の中で厳然たる力をもつていらっしゃることに感激し続けております。

裁判所に行つても、検察庁に行つても、弁護士会に行つても、中央大学の先輩方がいらっしゃいます。この感動を後進達にも味合わせさせてあげるのは私達若手法曹の義務だと思っております。

また先日、私の出身研究室である済美会の尊敬する先輩に大阪で馳走していただいた時、「最近娘からパパの大学の偏差値は低いね、と言われてショックだった。何でもいいから中大の司法試験合格者を増やして偏差値を上げて父親のプライドを守ってくれ!!」と激(?)を受けました。

「私一人では何もできません。」とお答えしましたが、この先輩の一言は多くのOB・OGが共通に感じておられる想いではないでしょうか。

現在、私は阿部三郎先生から「三分の一は法職講座の手伝い、三分の二は事務所の仕事」というご配慮をいただいて、存分に法職講座のお手伝いをさせていただいています。

今後とも、自分の力が「中央大学への恩返し」のために少しでも役だっていると自覚できる限りは、又

「先輩から受けた、あるいは受けている恩を先輩に返そう」という気持ちが持続する限りは、休むことなく一所懸命に私の役割を果たそうと思っております。

尚、最後になりますが、このような原稿を書く機会を与えてくださった中津靖夫先生に改めて心から感謝いたします。

以上

*この原稿に関するご意見、ご感想、ご批判がございましたら是非左記のメールアドレスなしファックス番号宛にご連絡ください。

尚、前回論考でメールをくださった先生方に心から感謝いたします。

e-mail hagane@tamajs.chuo-u.ac.jp

FAX 03-3501-6878 (阿部法律事務所)

編
集
後
記

中大法曹会創立五〇周年記念誌発行が大変に遅れ、関係の皆様にご心配をおかけしたことをお詫び申し上げます。

ようやく本書の形で世に出すことができ、ほっとしております。

写真については、白井正明氏に全てを委ね、御協力をお願い致しました。

皆様のご協力により御覧の通りの出来映えで、心より感謝申し上げます。

「中大法曹かくありき」の先輩の選択については不行届のところ多々あるうかと思いますが、全責任は私にあります。後日の完成を目指す一里塚ということで、暖かい目で見えて頂きたいと存じます。

今後の会誌において、毎年何人かの先人を取り上げていつて将来完成させたいと念願しております。

御協力頂いた皆様に対し（一々名前を申し上げますが）心よりお礼申し上げます。

（記念誌部会長 中津靖夫 記）

中央大学五〇周年記念誌

平成一四年三月 十二日 印刷

(非売品)

平成一四年三月二十五日 発行

発行人 猪 股 喜 蔵

編集人 中 津 靖 夫

発行所 中央大学法曹会

印刷所 株式会社 高千穂印刷所

東京都板橋区向原二一〇一〇

電話(三九五六)六五五〇(代)

